



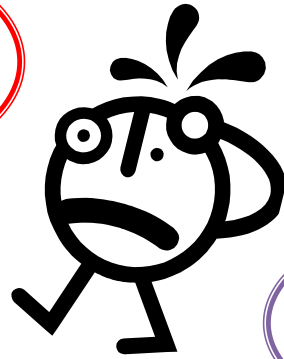
障がい福祉サービスについて

◎入院中の皆様へ 退院後の生活でこのような心配を抱えていませんか？

ご飯は一人で
作れるかな？

日中一人で家に
居たくないな

働きたいけど
すぐの就職は
不安だな



すぐに一人暮らし
は不安だな

⇒ 障害福祉サービスには、このようなサービスがあります (例)

自宅で食事を一緒に作ってほしい

居宅介護
自宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

日中一人で家に居たくないな

生活介護
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

すぐに一人暮らしは不安だな

共同生活援助（グループホーム）
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

働きたいけどすぐの就労は不安だな

就労継続支援（A型・B型）
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います（A型：雇成型 B型：非雇成型）



他にも障がい福祉サービスがあります。
障がい福祉サービスを利用するまでの流れは裏面へ!!!

指定特定相談支援事業所（計画相談支援事業所）一覧

事業所名	所在地	電話	主な対象者
共生型地域自立支援センター太陽の丘相談支援事業所	鹿屋市今坂町 12557-1	0994-45-6673	身体・知的・精神・児
指定相談支援事業所 つかわき	霧島市国分上之段 2287-1	0995-48-2776	身体・知的・精神・児
指定特定相談支援事業所 こうゆう	肝属郡東串良町新川西 20-1	0994-63-0234	身体・知的・精神
指定特定相談支援事業所 ちえすと	鹿屋市札元 2 丁目 3708	0994-40-7310	身体・知的・精神・児
指定特定相談支援事業所 b-さぽ〜と	肝属郡東串良町池之原 1223	0994-63-2699	身体・知的
白鳩会障がい者相談支援センター	鹿屋市向江町 20-18	0994-40-9511	身体・知的・精神・児
相談支援事業所 あい	鹿屋市海道町 156	0994-46-2811	身体・知的・精神・児
相談支援事業所 あゆみ	鹿屋市寿 4 丁目 1-43	0994-40-7600	精神
相談支援事業所 コパン城山	垂水市新城 5284	0994-35-3003	身体・知的・精神・児
相談支援事業所 虹	鹿屋市吾平町上名 6162-2	0994-58-5051	身体・知的・精神
相談支援事業所 拓	肝属郡肝付町後田 8909-3	0994-65-7045	身体・知的・精神・児
相談支援センター 愛生スマイル	曾於郡大崎町菱田 3596	099-477-1171	身体・知的・精神・児
特定相談支援事業所 ゆらり	鹿屋市串良町有里 7441-1	0994-62-4100	知的
ピアハウス 相談支援センター	鹿屋市笠之原町 7402-1	0994-41-0771	身体・知的・精神・児
相談支援事業所サフラン	郷之原町 1 2 5 8 4 番地	0994-42-7220	身体・知的・精神・児

* 肝属地区障がい者基幹相談支援センター（肝属地区障がい者虐待防止センター）
福祉サービスに関すること、人間関係・家族関係のこと、不安や心配事などのご相談を受け付けています。
※計画相談支援は行っておりません。
(住所) 鹿屋市向江町 29-2 (電話) 身体：0994-35-4801 知的：0994-35-4802 精神：0994-35-4803

* 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所とは
障害福祉サービスの利用に当たり、利用する人の心身の状況や置かれている環境、利用に関する本人の意向などを勘案し、利用する障害福祉サービスの種類や内容を記載したサービス等利用計画書の作成などを行います。



福祉サービスを使いたいな

病院の相談員（担当の退院後生活環境相談員がいる方は担当の退院後生活環境相談員）へ相談してください
相談の結果、サービスが必要な場合は市役所（町役場）担当窓口へ申請書を提出します



計画相談支援事業所と契約を結びます



必要な方には市役所（町役場）の職員が障がいの程度等の調査に来ることがあります



サービス担当者会議を開催します
相談支援事業所はサービス事業者等とサービス等の調整を行います
会議で話し合った内容をもとに「サービス等利用計画」を市役所（町役場）に提出します



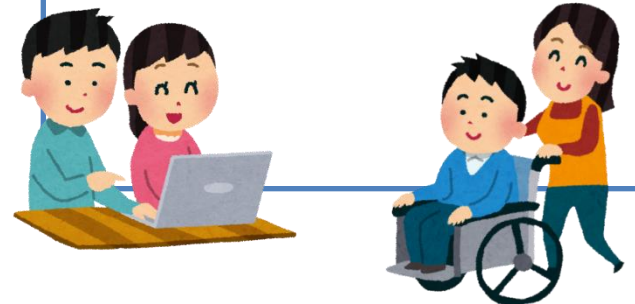
市役所（町役場）がサービス内容や量など支給決定をします
本人（家族）のもとに市役所（町役場）から障害者福祉サービス受給者証と支給決定通知書等が送られてきます



計画相談支援事業所の相談員が本人・家族から聞きとりを行った内容をもとに「サービス等利用計画案」を作成します
作成したサービス等利用計画案は計画相談支援事業所が市町村（町役場）に提出します。



利用するサービス事業者と契約をしてサービスの利用を開始します
利用者は原則として所得に応じた自己負担をサービス事業者に支払います
（*自己負担が発生しない方もいます。）



サービスを利用した後一定期間ごとにサービス内容の見直しを行います
必要に応じて、サービス等利用計画の変更をします。（モニタリング）



サービス利用の相談から実際にサービスを利用するまでに一定の期間が必要となります。
早めのご相談をお願いします。

*サービス等利用計画案・サービス等利用計画の作成は無料です。